

介護保険制度が変わります ～介護サービスを利用されている皆さんへ～

8月から

お問い合わせ
長寿課介護保険係
☎43-7055

保険課 からのお知らせ

对
象

平成25年6月～28年6月分の国民年金保険料

一定以上の所得がある65歳以上の
か世帯利用者負担(二割)

介護サービスを利用した場合の利用者負担は原則1割ですが、①65歳以上で②市民税が課税されており、③「一定以上の所得があるかた」は、負担割合が2割になります。

7月中に要介護(支援)認定を受けているかた全員に負担割合(1割または2割)を記載した「負担割合証」を送付します。介護サービス利用時に被保険者証と一緒に提示してください。

- 収入が年金のみで、年収280万円以上のかた
- 年金以外にも収入があつて、合計所得金額が160万円以上のかた
- ※ 同一世帯内の65歳以上のかたの所得が低い場合、1割負担となることがあります。

**高額介護サービス費の利用者負担
限度額が一部引き上げに**

○同一世帯・別世帯に関わらず、配偶者が市民税を課税されているかたが、市民税を課税されていない世帯のかたですが、更に預貯金等の金額などが条件として追加されます。

負担軽減の対象外となるかた

- 預貯金などが一定額(単身1000万円、夫婦2000万円)を超えているかた

低所得のかたの食費・居住費における負担軽減の基準が変更に

※世帯人数や収入によつては、申請する
と上限額が3万7200円になります。詳
しくはお問い合わせください

対象 は自己負担の上限額が引き上げられます
同一世帯内に、医療保険制度
での現役並み所得者(65歳以上)
で課税所得145万円以上)に
相当するかたがいる場合
4万4400円に引き上げ

国民年金保険料の免除・猶予 が受けられます

年金保險精

保險課年金係 43—7043

田代総合支所市民生活係 ☎ 43-17099

福祉医療費受給者証を更新します

福祉医療費受給者証（一部を除く）
は7月末で有効期限が切れます。

○「乳幼児及び小学生」「ひとり親家庭の児童」「重度心身・高齢身体障

害者」の受給者証をお持ちで所得などの条件に該当するかた

自動更新となります。8月1日
（土）から有効の受給者証を、
7

○身障・療育手帳の再判定日の末
月下旬に郵送します。

日が有効期限となつてゐるかた
自動更新はされません。新し

い手帳が交付されたときに、改めて受給者証の交付申請が必要

○受給者証がないかた
になります。

交付の対象と思われる場合は申請してください。詳細は市ホー

申・問保険課医療給付係 ☎ 43-17046 ムページでもご覧いただけます

中華書局影印